

次期計画 の骨子(案)

資料2

次期計画の骨子と障がい福祉計画とのつながり

第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画 【成果目標】

【活動指標】

④障害児支援の提供体制の整備等

- 4つの中核機能を確保:各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置:各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- 主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保:各市町村又は圏域
- 医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置:各都道府県・各市町村又は圏域
- 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保:各市町村又は圏域【新規】

- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑦発達障害者等に対する支援

- ベアレントトレーニングやベアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ベアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

- 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の目標設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行者数:令和6年度実績の1.31倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上
- 就労定着支援事業の利用者数:令和6年度末実績の1.47倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上
- 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者数を82,000人以上【新規】

①施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数:令和7年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数:令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:319.3日以上
- 精神病床における1年以上入院患者数
- 心のサポーター数:令和15年度末までに100万人以上【新規】
- K6により住民のこころの状態を把握【新規】

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数
- 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練(生活訓練)
- 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

⑤地域生活支援の充実

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

⑥相談支援体制の充実・強化等

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- 相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

基本目標1 一人ひとりの 発達・成長を支援する

- 施策1: 切れ目のない発達支援システム(チャレンジサポート)の充実
- 施策2: 支援が必要な子どもの早期発見・対応
- 施策3: 教育・保育の充実
- 施策4: 放課後等の居場所づくりによる生活支援の充実

基本目標2 地域との関わりをつくる

- 施策5: 社会参加の促進
- 施策6: 一般就労につなげる仕組みづくり
- 施策7: 福祉的就労の支援の充実

基本目標3 毎日の生活を 支える

- 施策8: 相談支援と情報提供の充実
- 施策9: 多様な特性に応じた日常生活の支援
- 施策10: 移動の支援
- 施策11: 経済的負担の軽減
- 施策12: その人らしい生活を支える暮らしの場の確保
- 施策13: 保健・医療の充実

基本目標4 支えあい、共 生する地域をつくる

- 施策14: 権利擁護・意思決定支援の推進
- 新施策15: 合理的配慮の提供の推進
- 施策16: ふれあい・交流による支えあいの関係づくり
- 施策17: 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 施策18: 災害への備えおよび感染症対策の充実

より具体的なまちの姿

生まれてから大人になるまで、一人ひとりの成長を応援するまち(一人ひとりの発達支援)

自分らしく地域と関わるまち(余暇活動・就労支援)

必要なサービスを利用して、自分らしく毎日の生活が送れるまち(日常生活支援)

住みなれた地域で、あたたかい支えあいのもとで安心して暮らせるまち(共生する地域・生活安心)

たて・よこ・なめにすき間なく、みんなが担うしくみがあるまち(推進体制)

一人ひとりが自分らしくともに生きるまち 湖南省

次期計画の考え方

- 総合計画における障がい福祉分野のめざす姿を鑑み、「基本理念」は現計画を継承します。
- 「計画の体系」については、法改正等の国の動向を踏まえつつ、アンケートから抽出したニーズや課題を中心に再検討を行い、特に重要と思われるものについては施策に厚みを加えます。
- 「障がい福祉計画」については、国の指針に即しつつ、新たに位置付けられた目標等を基本計画の施策体系に反映させます。

見直しポイント

基本目標1

- アンケート等から発達支援システムへの満足度に課題が見えてきました。発達支援システムと知らずに利用していることも考えられ、切れ目のない支援につながるよう発達支援システムの理解啓発をすすめます。

基本目標2

- アンケート等から、働きたい意欲を持つ層に対し自分に合った仕事の創出などが求められていることから新たな就労選択支援の体制を整備していきます。

基本目標3

- 第8期障害福祉計画の基本指針を踏まえ、相談支援体制の強化と高次脳機能障がい、強度行動障がい等の多様な障がいに応じた地域生活支援をすすめます。
- 医療的ケアや重度行動障がい等より多くの支援を必要とする障がいのある人への対応も含め、緊急時に応じできる地域生活拠点の充実をすすめます。

基本目標4

- 障害者差別解消法の改正を踏まえ、合理的配慮の推進を図ります。
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を受けて、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実をすすめます。
- 国の障害者基本計画(第5次)の施策を踏まえ、意思決定支援をすすめます。